

改正後（案）	現行
１ 略 ２ 資格審査を受けることができるもの （１）建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）で、知事が別に定める審査の基準とする日（以下「審査基準日」という。）の直前１年<u>７ヶ月</u>の事業年度の決算日を基準とする法第２７条の２３第１項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をしたもの （２）～（４） 略 ３～１４ 略	１ 略 ２ 資格審査を受けることができるもの （１）建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）で、知事が別に定める審査の基準とする日（以下「審査基準日」という。）の直前１年の事業年度の決算日を基準とする法第２７条の２３第１項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をしたもの （２）～（４） 略 ３～１４ 略
１５ 経過措置等 （１）～（１８） 略 <u>（１９） 令和７年福井県告示第２６２号による改正後の規定は、令和８年１０月１日を審査基準日とする資格審査から適用する。</u>	１５ 経過措置等 （１）～（１８） 略 （１９） <u>追加</u>